

環境放射線モニタリングの見直しについて

平成28年2月10日
原子力規制庁

1. ～ 5.
(略)

6. 今後の予定

今般の見直し方針を踏まえ、関係府省、地方公共団体等により構成されるモニタリング調整会議の枠組みの下、総合モニタリング計画を改定し、引き続き同計画に基づき、モニタリングを実施していく。

なお、環境放射線等の状況が変化した場合には、速やかに適切なモニタリングを行うこととする。